優遇世帯に関する申告書

優遇世帯		
母子・父子世帯	20歳未満(令和8年1月31日時点)の子がいる世帯	
	(別居、離婚調停中の方は該当しません)	
高齢者世帯	申込者本人が60歳以上(令和8年1月31日時点)であり、同居者のすべての方が、60歳以上(令和8年1月31日時点)である世帯	
障害者世帯	次のアから工のいずれかに該当する方がいる世帯 ア 「身体障害者福祉法」第15条第4号の規定により、1級から6級の身体障害者手 帳の交付を受けている方 イ 「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令」第6条第3項の規定により、 次のいずれかに該当する方 1)1級から3級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方 2)障害等級が1級10号の障害年金給付を受けている方 ウ 、A、B又はCの療育手帳(みどりの手帳等)の交付を受けている方 エ 「戦傷病者特別援護法」第4条に規定する戦傷病者手帳の交付を受けており、障害 の程度が「恩給法」別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第 1号表ノ3の第1款症に該当する方	
原子爆弾被爆 者	「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」第2条の規定により、被爆者健康手帳の 交付を受けている方	
海外引揚者	新たに海外から引き揚げた方で、市長の指定を受けた方(日本上陸後5年以内で、引揚証明書の交付を受けている方)	
ハンセン病 療養所入所者	「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」第2条に規定する ハンセン病療養所等に入所していた方	
DV被害者世帯	申込者本人が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第1条第2 項に規定する配偶者等からの暴力の被害者で、次のいずれかに該当する世帯(加害者で あった配偶者等との同居は認められません) ア上記の法律第3条第3項第3号に規定する保護が終了した日から5年を経過してい ない	
	イ 女性自立支援施設又は母子生活支援施設で入居が終了した日から5年を経過していない ウ 裁判所が決定した保護命令が効力を生じた日から5年を経過していない エ 女性相談支援センター、配偶者暴力相談支援センター等から「配偶者からの暴力の 被害者の保護に関する証明書」が発行されている	
通算3回落選・ 補欠	令和2年11月以降の戸田市営住宅空室入居者募集において、同一名義人で申込をし、 落選もしくは補欠となった回数が3回以上の方。 (入居申込の際に抽選結果が落選となっているはがき(3回分)を必ず持参してください。また、郵送にて申込される場合はコピーを同封してください。)	
子育て世帯	20歳未満(令和8年1月31日時点)の子がいる世帯	

上記の項目について該当される場合は、右側の欄に を書き込んで下さい。上記項目の該当数に応じて、抽選番号が増加します。<u>誤って申告されますと失格となります。</u>

記載例

優遇世帯に関する申告書

優遇世帯			
母子・父子世帯	20歳未満(令和8年1月31日時点)の子がいる世帯	\circ	
	(別居、離婚調停中の方は該当しません)	0	
高齢者世帯	申込者本人が60歳以上(令和8年1月31日時点)であり、同居者のすべての方が、		
	6 0歳以上 (令和8年1月31日時点) である世帯		
障害者世帯	次のアから工のいずれかに該当する方がいる世帯		
	ア「身体障害者福祉法」第15条第4号の規定により、1級から6級の身体障害者手		
	帳の交付を受けている方		
	イ 「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令」第6条第3項の規定により、		
	次のいずれかに該当する方		
	1)1級から3級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方	0	
	2)障害等級が1級10号の障害年金給付を受けている方		
	ウ、A、B又はCの療育手帳(みどりの手帳等)の交付を受けている方		
	エ 「戦傷病者特別援護法」第4条に規定する戦傷病者手帳の交付を受けており、障害		
	の程度が「恩給法」別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号		
	表ノ3の第1款症に該当する方		
原子爆弹被爆	「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」第2条の規定により、被爆者健康手帳の		
者	交付を受けている方		
海外引揚者	新たに海外から引き揚げた方で、市長の指定を受けた方(日本上陸後5年以内で、引揚		
	証明書の交付を受けている方)		
ハンセン病	「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」第2条に規定する		
療養所入所者	ハンセン病療養所等に入所していた方		
DV被害者世	申込者本人が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第1条第2		
帯	項に規定する配偶者等からの暴力の被害者で、次のいずれかに該当する世帯(加害者で		
	あった配偶者等との同居は認められません)		
	ア 上記の法律第3条第3項第3号に規定する保護が終了した日から5年を経過してい		
	ない		
	イ 女性自立支援施設又は母子生活支援施設で入居が終了した日から5年を経過してい		
	ない		
	ウ 裁判所が決定した保護命令が効力を生じた日から5年を経過していない		
	エ 女性相談支援センター、配偶者暴力相談支援センター等から「配偶者からの暴力の		
	被害者の保護に関する証明書」が発行されている		
通算3回落選・	令和2年11月以降の戸田市営住宅空室入居者募集において、同一名義人で申込をし、		
補欠	落選もしくは補欠となった回数が3回以上の方。	\circ	
	(入居申込の際に抽選結果が落選となっているはがき(3回分)を必ず持参してくださ	0	
	い。また、郵送にて申込される場合はコピーを同封してください。)		
子育て世帯	20歳未満(令和8年1月31日時点)の子がいる世帯	0	

上記の項目について該当される場合は、右側の欄に を書き込んで下さい。上記項目の該当数に応じて、抽選番号が増加します。<u>誤って申告されますと失格となります。</u>